

はじめに

この本は、本当の科捜研（科学捜査研究所）を知り、その現状を直視することが、今後の発展につながり、法律家の方々の参考になると考え執筆しました。

最近の科学捜査への関心は高く、新聞紙上でも事件の犯人像への関心に加え、「証拠は何か」といった根拠が問題になってきています。テレビドラマの「科捜研の女」の影響か、一般市民に広く「科捜研」の名称が知れ渡るようになり、警察内に科学で捜査する部署があることを初めて知ることになった方々が多かったのかもしれませんが。しかしながら、「科捜研の女」はあくまでもドラマであり現実ではありません。それを鵜呑みにして科学捜査万能主義のような風潮があるとすればそれは是正しなければなりません。

同じような現象はアメリカでも起こっていると報じられています。それによると「『CSI（科学捜査班）』を見た陪審員が、現実とかけ離れた証拠の基準（科学的証拠を過大視、必要以上に科学的証拠を要求するなど）を抱くようになり、たとえ複数の目撃証人がいても、科学的証拠なしでは有罪判決を拒否するようになる傾向がある」というものです¹⁾。

科学捜査への幻想は一般市民だけでなく現場の警察官にもあり、強いて言うなら検事・弁護士・裁判官にも見られる現象です。たとえば警察官の中には、科学捜査の「科学」という意味をよく理解されていない方が少なからずいました。彼らの中には科学捜査をマジックのように考え「何か薬品を加えればたどころに白黒が判断できる」とか「ブラックボックスの中に未知の物を入れて何か難しいことをして、パッと蓋をあけると結果がでてくる」など、理由はわからないが便利な道具と認識されていた方もいました。弁護人の中には、

DNA型鑑定が出ただけで裁判闘争への意欲をそがれてしまう方もいるようです。また裁判官の中には「権威ある学者の鑑定または科捜研の鑑定だから信用できる」と丸呑みされている方もいらっしゃる感も否めません。

科学は真実を解明する方法ですが真実そのものではありません。なぜなら科学は日々発展するもので、その時に真実とされた事柄でも後に間違いであったと判明することもありうるからです。ですから科学はその時点では限界があるということをまず認識すべきなのです。

『「大先生」と呼ばれる鑑定人に鑑定してもらえば必ずわかる」という「カリスマ」的な鑑定官の鑑定は宗教家と大差ないと考えるべきです。なぜなら、その人にしかわからない方法というのは科学ではないからです。科学的な証明は他の専門家が分析しても同じ結果が得られることが前提で、どんな権威ある鑑定人が難しい言葉を並べ、ある結論を導いたとしても、他の専門家がその結果を再確認できなければ証拠としての価値は認められないのです。

最近、鑑定の中身に踏み込み疑義を唱える学者や専門家の動きがみられるようになってきました。²⁾ 公判において訴追側、弁護側ともに専門家の証人をたて反論する場面が今後は大いにありうると考えられます。そのような時代に備え司法関係者は科学鑑定への理解を深める必要があります。また科学捜査研究所では、有用な証拠は証拠として自信を持って証言できるよう、鑑定方法の統一や鑑定環境の整備を進める必要があります。鑑定方法を「捜査上の秘密」として公にしないのであれば鑑定の科学性・信頼性が疑われることになり、積極的に可視化し認証を得るよう努める必要があります。また鑑定において、結論に至る過程で記録されたグラフなども科学的な根拠として積極的に鑑定書に添付するべきでしょう。オープンにするのは鑑定方法であり、実際の鑑定結果や関係者名などは公判以外では公開せず、プライバシーを厳守することは言うまでもありません。

この本で私は、科学捜査への幻想を払拭し、常に科学鑑定には限界が付きま

とうことを述べようと思います。主に司法に携わる方々を対象に、できるだけわかりやすく記述したつもりですが、文中には専門的な図表や数値も掲載しています。それらの説明はどうしても専門的になりますので割愛しました。

科学捜査を本当に知るには、その鑑定の中身とその限界を知らねばなりません。

本書を通じて、皆さんが本当の「科捜研」に接し、理解を深める一助になれば幸いです。

〔註〕

- 1) 日刊リベタ (2012・7・12)
- 2) 杜祖健・河合潤・小田幸児・石塚伸一「講演・刑事裁判と科学鑑定——和歌山カレー事件における科学鑑定の意味」龍谷法学46巻4号(2014) pp.383-448